

迷惑となる客引き行為等の 防止対策や罰則が強化されます!



松戸市安全で快適なまちづくり条例が
改正されました。

平成29年12月26日施行

この条例の改正に伴い、市内の公共の場所において以下の行為が禁止となります。また、**客引き行為等禁止特定地区**（松戸駅、新松戸駅、八柱駅周辺）において、勧告に従わなかった場合は、**50,000円以下の過料**の罰則や**氏名等の公表**の対象となります。（罰則等に関する一部の項目については、平成30年4月1日から施行）

客引き

通行人など不特定の者の中から相手方を特定し、客とするために言語又は動作によって積極的に誘う行為

客待ち

客引きをする目的で、公衆の目に触れるような場所で、うろついたり、とどまったりする行為

勧誘 (スカウト)

通行人など不特定の者の中から相手方を特定し、一定の労力やサービスに従事するよう誘い込む行為

勧誘待ち (スカウト)

勧誘をする目的で、公衆の目に触れるような場所で、うろついたり、とどまったりする行為



立入調査等



情報の提供



誓約と支援



指導権限の付与

指導

勸告

過料・公表

規制対象となるのは、以下の飲食店営業等です。

- ア 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業
(居酒屋、キャバクラ、ホストクラブ、ピンクサロンなど)
- イ 個室を設けて当該個室において専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業 (カラオケボックス)
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業
及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業
(ソープランド、ファッションヘルス、デリバリーヘルスなど)
- エ 専ら人の身体に接触して行う役務の提供を行う営業
(エステ、あかすり、整体、マッサージ、洗髪、マニキュアなど)

※不特定多数の人に対して行うティッシュ・チラシ配りについては、本条例の規制の対象外です。